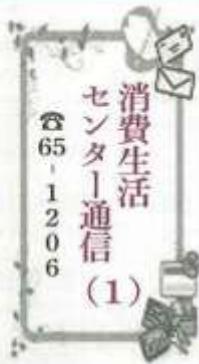


## 消費生活 センター通信 (1)

☎ 65-1206



暮らしさに役立つ情報の提供、講座などによる啓発活動を行います。

### 相談するときのポイント

消費生活センター設置に伴い、毎月市政だよりで掲載していた「くらしの窓」は「消費生活センター通信」として、より暮らしに密着した情報を提供します。

消費生活センターってどんなとこ?

消費生活に関する商品・

サービスへの苦情や相談が解決を図るのにふさわしい手続きや情報を消費者に提供したり、助言や介などをしています。また、消費者被害の未然防止や

#### 相談するときのメモ(例)

◎契約したのは?

年月日:

◎何を契約した?

商品名:

◎どこから買った?

会社名:

連絡先:

担当者:

◎きっかけは?

(例)訪問販売

◎どんな説明を受けた?

(例)高血圧が治る

約を行うきっかけとなつた資料・書類を集めたり、インターネット上の画面や規約をプリントアウトするなどして被害時の状況を伝えられるよう準備しましょう。

## 消費生活 センター通信 (2)

☎ 65-1206



### 『多重債務に陥らないために』

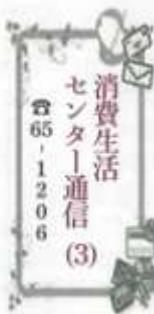
日本には、200万人を超える多重債務者がいるといわれています。多重債務に陥らないためにも、以下のポイントに注意しましょう。

- ①確実に返済できる計画がなければ借りれない。
- ②金利の計算を必ずする。
- ③利用明細・残債務・カードの管理などの自己管理を徹底する。
- ④返済のための借金をしない。
- ⑤カードや名義を貸したり、容易に連帯保証人にならない。

複数の金融機関から借り入れをし、返済が困難になった場合でも、借金を法的に整理するなど「債務整理」を行うことで、多重債務問題は解決できます。

市では、月に1回無料の多重債務法律相談を開催していますので、ご自身の収入では返済できない借金を抱えている人は法律の専門家に相談しましょう。詳しい日時については、市政だより最終ページの「無料相談をご覧ください。また、消費生活センターでも随時多重債務相談を行っています。





消費生活  
センター通信 (3)

☎ 65-1206

平成21年度消費生活相談の  
まとめ

**相談件数**

平成21年度の新居浜市消費  
生活相談件数は687件で、平  
成20年度から74件増加しまし  
た。とくに多くなった相談内  
容は多重債務や敷金、家賃な  
どに関する相談など、複雑多  
様化しており、悪質商法の手  
口も巧妙化しています。

**「金融・保険サービス」に関する相談が最も多い**

内容分類別相談件数では、

「金融・保険サービス」が220  
件と最も多くなっており、次  
いで携帯メールやアダルトサ  
イトなどからの不当請求によ  
る「運輸・情報サービス」が

82件と続いています。

平成21年度の特徴として

は、多重債務相談が昨年度よ  
り、さらに増加しています。  
多重債務の原因としては、低  
収入（生活費・教育費などの不  
足）によるものが多く、早  
めの相談が必要です。

**主な内容別相談（平成21年度）**

分類	件数	備考
金融・保険サービス	220件	多重債務・ヤミ金融など
運輸・通信サービス	82件	インターネット・携帯電話による不当請求など
商品一般	75件	架空請求はがき

新居浜市消費生活センター（市役所2階）  
☎ 65-1206

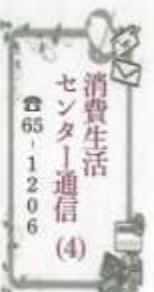
インターネットに関する相談  
が多い

携帯やインターネットが普

及したことにより、お子さ  
んのインターネットや携帯電  
話の使用に関する相談が多く  
なっています。トラブルを未  
然に防ぐためにも、身近で見  
守ることのできる周囲の力が  
重要です。

**早めに相談を!!**

多重債務には必ず解決方法  
があります。また、悪質商法  
にあつた場合や、契約で不審  
に思つた場合、1人で悩まず  
気軽に相談してください。



消費生活  
センター通信 (4)

☎ 65-1206

**改正貸金業法が施行されました**

平成22年6月18日、改正貸金業  
法が施行されました。「貸金業法」  
とは、消費者金融などの貸金業者  
に関する規制などを定めた法律  
で、多重債務問題の解決を図ること  
などを目的として施行されています。

**改正のポイント**

①借入総額が、年収の3分の1ま  
でに

現年、年収の3分の1を超える  
借り入れがある人は、借入総額が  
年収の3分の1未満になるまで新  
たな借り入れが制限されます。ただ  
し、住宅ローン・クレジットカー  
ドによるショッピングなど、制限  
の対象外となる取り引きもありま  
す。

②一定額以上の借り入れでは、年  
収を明らかに  
貸金業者1社のご利用限度額が  
50万円を超える場合、または複数  
の貸金業者からの借入合計が100万  
円を超える場合は、源泉徴収票、  
給与の支払明細書などの年収など

の資力を明らかにする書面の提出  
が必要です。

③専業主婦（主夫）の人は、配偶  
者の同意が必要に

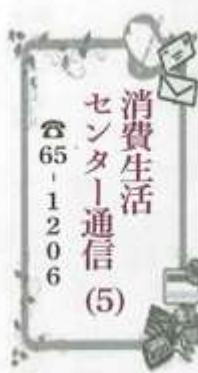
専業主婦（主夫）の人は、配偶  
者の同意書・住民票などの証明書  
類の提出が必要です。また借入総  
額は、配偶者の借り入れと合計し  
て、本人と配偶者の年収の合計の  
3分の1を超えない範囲内に制限  
されます。

④個人の信用情報の登録が必要に  
個人の信用情報について、指定  
信用情報機関への登録が義務付け  
られます。登録にあたっては、連  
転免許證などの本人確認書類が求  
められます。

⑤新たな借り入れの上限金利が  
出資法の上限金利が29.2%か  
ら利息制限法の上限金利と同じ  
20%に引き下げられます。これに  
より、新たな借り入れの上限利息  
は借入金額により、20~15%とな  
ります。

多重債務などの相談は消費生活  
センターへお越しください。

消費生活センター（市役所2階）  
☎ 65-1206



## その「もうけ話」、 大丈夫ですか？

「未公開株」などの金融商品取り引きに関して、高齢者を中心によくトラブルが発生しています。『近々上場予定なので必ず値上がりすると勧誘されて未公開株を購入したが、調べたところ上場の予定はなかった』など、詐欺的な事例も目立っています。



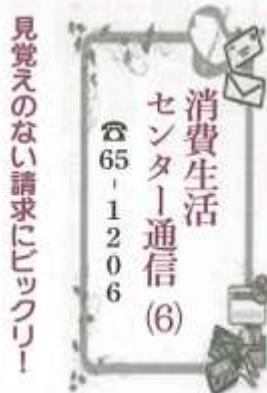
☎ 65-1206



呼び、その多くは創業者やその親族、取引先などといったところが保有しています。株式公開していないため、証券取引所で売買することはできません。

不審な勧誘を受けた場合は、消費生活センターへご相談ください。

消費生活センター（市役所2階）



## ●パソコンや携帯のトラブルについて

「身に覚えのない料金を請求された」「クリックしたら、いきなり登録された」など、アダルトサイトや出会い系サイトからの悪質な請求に関する相談が増えています。

また最近では、未成年者がトラブルにあうケースも昨年度よりも多くなっているため、注意が必要です。

消費生活センター（市役所2階）  
☎ 65-1206

## ●被害にあわないとために

☆まったく契約した覚えがなければ、「料金請求」「登録」と表示されても支払う必要はありませんので、無視しましょう。

☆業者へ連絡することは個人情報を知らせることになりますので、絶対にやめましょう。

☆未成年者が利用する場合には、フィルタリングサービスを利用するなど親子でルールを決めてから利用するようにしましょう。

心配なことがあれば、消費生活センターへご相談ください。

消費生活センター（市役所2階）  
☎ 65-1206

消費生活  
センター通信(7)

☎ 65-1206



### たくさんある支払方法

#### ● クレジットカード払い

者の信用に基づいて発行されるカードで利用可能枠の範囲内であれば代金後払いでの商品を購入することができるものです。

支払方法は翌月一括払い・ボーナス一括払い・分割払い・リボルビング払い(リボ払い)などがあります。最近は、カード発行会社がリボ払いを勧めていることがありますですが、日々の支払いを一定金額に設定すれば、利用の仕方にかかわらず支払額が一定になります。残高がある限り支払いが終わらないので注意が必要です。

#### ● 電子マネー

電子マネーとは、文字通り「電子的なお金」のことです。お金そのものが電子的なアーティに姿を変え、カードや携帯電話を利用して決済することです。中には、クレジット決済の一種のものもあり、利用代金はクレ

ジットカードと合算して請求されるため、クレジットカードと同等の審査が必要とされています。

#### ● オンラインデビット

商品購入時に銀行などの預金口座から即時(あるいは数日後まで)に引き落としによる支払いが行われます。

ごく短期間の決済となるため、クレジットカードと違って一般的には審査はありませんが、預金残高がなければ支払いをすることができません。ただし、総合口座やカードローン契約が付加している場合は利用可能枠を用意することで、マイナス残高にはなりますが決済することができます。

気軽に使える支払い方法が増えたことにより、多重債務に陥りやすくなっています。利用する際は、利用規約などをよく読み、理解した上で利用しましょう。

消費生活センター(市役所2階)  
☎ 65-1206

消費生活  
センター通信(8)

☎ 65-1206



### 11月は計量月間

新しい計量法が施行された11月1日は計量記念日、11月は計量月間です。

体温計、体重計、ガソリンメーター、電気・ガスマーケターなど、私たちの暮らしは、計量・計測機器の正確さに支えられています。計量の大切さについて再認識しましょう。

11月1日(月)から5日(金)まで市役所ロビー展で計量啓発の展示を行いますのでぜひ、ご覧ください。

☆証明用電気計器(子メーター)の有効期限が過ぎていませんか?  
証明用電気計器(子メーター)とは、貸しビルやアパートなど

で一括して電力会社に支払った電気料金を、電気の各戸の電気使用量に応じて分配するために使われています。計量器で、計量法で有効期限が定められています。

#### ◆有効期限が切れていないか、確認しましょう



有効期限の例  
平成32年6月まで

平成22年度上半期消費者生活  
相談報告



消費生活  
センター通信(9)

☎ 65-1206

多重債務は解決することが  
できます。勇気を出して早めに  
ご相談ください。

新居浜市では月に一度法律の  
専門家による多重債務法律相  
談を実施しています。詳しくは  
市政だよりの最終ページ「無料  
相談コーナー」をご覧ください。

上半期の相談内容の特徴

● 通信サービスに関する相談  
が増加

インターネットや携帯電話の  
普及により、アダルトサイト・占  
いサイト・SNSなどを経由し  
た不当請求や架空請求に関する  
相談が若者を中心に増加し  
ています。

● 金融・保険サービスに関する  
相談

金融・保険サービスに関する  
相談とは、多重債務や未公開  
株・転換社債なども含まれてい  
ます。こういった相談も、依然と  
して増加しています。

主な項目別分類（平成22年度上半期）

分類	件数	主な内容
金融・保険サービス	113	多重債務 未公開株
運輸・通信サービス	76	インターネット不当請求 ワンクリック詐欺
工事・建物 建築・加工	29	屋根瓦修理 配水管掃除
教養娯楽品	26	資格教材 新聞購読

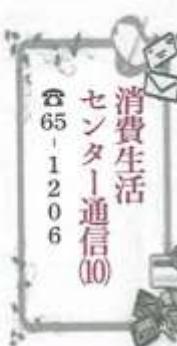
● 60歳以上の相談が多い

年代別では60歳以上の高齢者の  
相談が38%を占めています。  
外壁の工事や排水管掃除、お金  
や健康さらには孤独など、高齢  
者の不安をあおる手口が見られ  
ます。契約は一人で判断せず、身  
近な人に相談しましょう。

加熱式湯たんぽに注意！

全国的に湯たんぽに関する相  
談・事故情報が増加しています。  
就寝中の低温やけど事故や、  
最近では電子レンジやIHヒー  
ターで加熱する湯たんぽに関す  
る事故情報も、全国的に寄せら  
れています。

認してから加熱しましょう。  
加熱方法を間違えると大変危  
険です。直接加熱は控え、ヤカン  
などで沸かしたお湯を入れて使  
用しましょう。



消費生活  
センター通信(10)

☎ 65-1206

● 電子レンジのオート機能での  
加熱

オート機能で加熱した場合、  
表示時間よりも加熱時間が長く  
なり、袋が破れて高温になつた  
内容物が漏れ出してしまうこと  
があります。

● IHなどで口金を閉めて加熱  
直接加熱でくる湯たんぽは、  
必ず口金が開いていることを確  
保しています。

「消費者のつどい」講演会

日 時 1月21日(金) 14時～16時  
場 所 ウイメンズプラザ  
テ マ 「みんなで取り組むまちづくり  
～上勝町の挑戦～」  
講 師 藤井園苗(NPO法人ゼロ・ウェイ  
ストアカデミー事務局長)  
料 金 無料

注意事項が少しわかりにくく  
表示のものもありますので、自  
分で勝手に理解せず、しっかりと  
説明書や本体表示などを読み、  
事故防止に取り組みましょう。



消費生活  
センター通信(1)  
☎ 65-1206

クレジットカードの現金化は  
ダメ!

●クレジットカードの現金化とは…

クレジットカードのショッピング枠を利用して、キャッシュバック付き商品の購入という名目で、現金を手にする方法です。

●「手軽」「安心」「信頼」とうたわ  
れています…

- 結局は債務を増やし、支払困難に陥りかねません。
- 現金化によりクレジットカードが利用停止になる恐れがあります。
- 「入金されない」「キャンセルできない」などのトラブルも発生!



消費生活センター  
☎ 65-1206

●合法的サービスのように宣伝  
していますが…

◎「景品表示法の景品に該当しない景品」と表示があるても、現金化はため、現金化が問題であることに変わりはありません。

◎「公安委員会の許可を受けています」と表示があるても、古物商としての許可を与えていたるに過ぎないため、現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。



消費生活  
モニター募集  
☎ 65-1206

「消費生活モニター募集」

本市では、正しい情報の提供と学習の機会を設けるとともに、消費者からの生の意見・情報をお市政に反映させるため、消費生活モニター制度を設置しています。

★平成22年度の主な活動

- 【講義】  
・悪質商法の手口・解決策  
・くらしと年金  
・みんなで取り組むまちづくり
- 【施設見学】  
・清掃センター  
・学校給食センター  
・本川発電所
- 【その他】  
・一日計量巡視  
・市民一斉清掃への参加

★モニター募集要項

応募資格 市内在住の18歳以上  
で、応募日現在、本市の審議会などの委員になつていない人(公務員、商品製造、販売者は除く)

※男性大歓迎

募集人員	20人程度
募集期間	3月25日(締切)
委嘱期間	平成23年4月1日から2年間

問い合わせ・申し込み

消費生活センター  
☎ 65-1253



本川発電所での見学風景

